

成年後見人制度と選挙権

先月末、「次の選挙に行きます ～成年後見利用 原告ら喜び～」の報道記事を目にした。

記事の概要は、ダウン症の娘（50才）の父親（81才）が、娘はずっと選挙を続けていたが、娘の将来を案じて後見人になると、突然娘は選挙権を失った。

「なぜなのか」と2007年に提訴していたが、東京地裁は今年3月に「選挙権を与えないのは違憲」と断じたのを受け、先月末、今国会で成年後見人がついた障害者の選挙権を認める公職選挙法の法改正が実現し、娘や他の同様な裁判の原告たちは「次の選挙に行きます」と喜んでいるというもの。

一方、同記事内に、ある市の職員として働いている発達障害のある息子（40才）の母親（67才）の「財産管理の面から後見制度の利用を考えたが、『退職を余儀なくされる』とあきらめた。」とのコメントも紹介されていた。

そこで国家公務員法や地方公務員法を当たってみると、「職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。」失格条項の一つとして、「成年被後見人又は被保佐人」があった。

成年後見制度は、障害により判断能力が乏しい方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、その人なりの能力の活用、ノーマライゼーションの理念をその趣旨としているはず。

例えば、成年後見人がついてもスーパーで食品を買ったり、店で衣類等を買ったりするような日常生活に必要な範囲の行為は本人が自由にすることができるはず。

障害がある、なしに拘わらず、人は色々な側面を抱えて生活しているもので、障害のある子どもの親が、自分たちの亡き後を考えて、我が子の人権の一つである財産権を守るために後見人制度を利用すると、他の権利の制限があるとはおかしい話。

公職選挙法の法改正が裁判所の判決から僅か2ヶ月で実現したように、立法府は成年後見人制度の理念を尊重し、後見人制度利用に伴う他の法に権利制限の有無の検証を早急に進めて欲しい。